

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

条 例

- 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 福島県行政書士試験手数料条例の一部を改正する条例
- 福島県高圧ガス保安法関係手数料条例の一部を改正する条例
- 福島県電気工事士免状交付等手数料条例の一部を改正する条例
- 福島県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例
- 福島県企業版ふるさと納税基金条例
- 福島県鉄道施設条例
- 福島県環境影響評価条例の一部を改正する条例
- 福島県後期高齢者医療財政安定化基金の管理等に関する条例の一部を改正する条例
- 福島県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 福島県医療法施行条例の一部を改正する条例
- 福島県立総合衛生学院条例の一部を改正する条例
- 福島県自治体等病院特定診療科医師確保研修資金貸与条例の一部を改正する条例
- 福島県特定診療科医師研究資金貸与条例の一部を改正する条例
- 福島県周産期医療医師確保研修資金貸与条例の一部を改正する条例
- 福島県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 福島県児童福祉施設条例等の一部を改正する条例
- 福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 福島県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等

六 六 六 五 五 五 四 四 四 四 四 三 三 三 二 二 二 二 二

- 定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 福島県ハイテクプラザ条例の一部を改正する条例
- 福島ロボットテストフィールド条例の一部を改正する条例
- 福島県奨励品種の優良な種苗の安定供給に関する条例
- 福島県家畜伝染病予防法施行条例の一部を改正する条例
- 福島県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例
- 福島空港条例の一部を改正する条例
- 福島県都市公園条例の一部を改正する条例
- 福島県宅地建物取引業法関係手数料条例の一部を改正する条例
- 福島県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 福島県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例
- 福島県立高等学校条例の一部を改正する条例
- 福島県警察職員定数条例の一部を改正する条例
- 福島県銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料条例の一部を改正する条例
- 福島県道路交通法関係手数料条例の一部を改正する条例

三 三 三 三 三 三 三 二 二 二 二 二 一 一 一 一 一

条 例

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、福島県行政書士試験手数料条例の一部を改正する条例、福島県高圧ガス保安法関係手数料条例の一部を改正する条例、福島県電気工事士免状交付等手数料条例の一部を改正する条例、福島県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例、福島県企業版ふるさと納税基金条例、福島県鉄道施設条例、福島県環境影響評価条例の一部を改正する条例、福島県後期高齢者医療財政安定化基金の管理等に関する条例の一部を改正する条例、福島県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例、福島県立総合衛生学院条例の一部を改正する条例、福島県自治体等病院特定診療科医師確保研修資金貸与条例の一部を改正する条例、福島県特定診療科医師研究資金貸与条例の一部を改正する条例、福島県周産期医療医師確保研修資金貸与条例の一部を改正する条例、福島県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、福島県児童福祉施設条例等の一部を改正する条例、福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、福島県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例、福島県ハイテクプラザ条例の一部を改正する条例、福島ロボットテストフィールド条例の一部を改正する条例、福島県奨励品種の優良な種苗の安定供給に関する条例、福島県家畜伝染病予防法施行条例の一部を改正する条例、福島県畜舎等

の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例、福島空港条例の一部を改正する条例、福島県都市公園条例の一部を改正する条例、福島県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例、福島県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例、福島県立高等学校条例の一部を改正する条例、福島県警察職員定数条例の一部を改正する条例、福島県銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料条例の一部を改正する条例及び福島県道路交通法関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

福島県条例第一号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和二十六年福島県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項第二号中「五万七千八百円」を「六万七千七百円」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（人事委員会規則への委任）

2 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（人事課）

福島県条例第二号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成四年福島県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号ア(1)を削り、同号ア(2)中「特定職に引き続き」を「引き続き任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号ア(2)を同号ア(1)とし、同号ア(3)を同号ア(2)とする。

第二十三条第二号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第二十五条の次に次の二条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第二十六条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第二十七条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 職員に対する育児休業に係る研修の実施

二 育児休業に関する相談体制の整備

三 その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（人事課）

福島県条例第三号

福島県行政書士試験手数料条例の一部を改正する条例

福島県行政書士試験手数料条例（平成十二年福島県条例第七号）の一部を次のように改正する。

第三条中「七千円」を「一万四百円」に改める。

附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（文書法務課）

福島県条例第四号

福島県高圧ガス保安法関係手数料条例の一部を改正する条例

福島県高圧ガス保安法関係手数料条例（平成十二年福島県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表七の項ア中「九千三百円」を「一万千六百円」に、「八千八百円」を「一万千四百円」に改め、同項イ中「八千七百円」を「一万三百円」に、「八千二百円」を「九千八百円」に改め、同項ウ及びエ中「九千三百円」を「一万千六百円」に、「八千八百円」を「一万千四百円」に改め、同項オ中「八千七百円」を「一万千三百円」に、「八千二百円」を「九千八百円」に改め、同表十の項ア中「七千九百円」を「九千円」に、「七千四百円」を「八千五百円」に改め、同項イ中「六千二百円」を「七千二百円」に、「五千七百円」を「六千七百円」に改める。

附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（消防保安課）

福島県条例第五号

福島県電気工事士免状交付等手数料条例の一部を改正する条例

福島県電気工事士免状交付等手数料条例（平成十二年福島県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の表四の項中「二千四百円」を「二千七百円」に改める。

附則

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に電気工事士法施行令（昭和三十五年政令第二百六十号）第五条の規定に基づく第一種電気工事士免状又は第二種電気工事士免状の書換えに係る申請がなされている場合には、当該書換えに係る手数料の額は、なお従前の例による。

（消防保安課）

福島県条例第六号

福島県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係係数

料条例の一部を改正する条例

福島県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例（平成十二年福島県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表七の項中「十一万円」を「九万八千円」に改め、同表九の項中「一万七千円」を「一万五千円」に改め、同表十五の項中「二万四千四百円」を「二万三千二百円」に、「二万九百円」を「二万二千七百円」に改める。

附則

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号。以下「法」という。）第三十五条の六第一項の規定に基づく認定（申請者が販売契約を締結している一般消費者等の数が一万戸以上の場合に限る。）又は法第三十七条の二第一項の規定に基づく変更の許可に係る申請がなされている場合には、当該認定又は変更の許可に係る手数料の額は、なお従前の例による。

（消防保安課）

福島県条例第七号

福島県企業版ふるさと納税基金条例

（設置）

第一条 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項第二号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業（以下「事業」という。）に要する資金を積み立てるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条第一項の規定に基づき、福島県企業版ふるさと納税基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第二条 基金として積み立てる額は、毎会計年度の一般会計の歳出予算の定めるところによる。

（管理）

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（繰替運用）

第四条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間その他必要な事項を定めて、基金に属する現金を歳入歳出に属する現金に繰り替えて運用することができる。

（純益金の処理）

第五条 基金の管理から生じた収益の額が基金の管理に要した経費の額を超過した場合におけるその超過する額に相当する額は、これを基金に編入するものとする。

（益金等を計上すべき予算）

第六条 基金の管理から生ずる収益及び基金の管理に要する経費を計上すべき予算は、一般会計の歳入歳出予算とする。

（処分）

第七条 基金は、事業の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

（委任）

第八条 この条例に定めるもののほか、基金の管理その他この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

（復興・総合計画課）

福島県条例第八号

福島県鉄道施設条例

（設置）

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条第一項の規定に基づき、大沼郡金山町を起点とし、南会津郡只見町を終点とする路線に係る鉄道の用及び旅客等の利便に供する線路、駅、土地その他の施設（以下「鉄道施設等」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第二条 鉄道施設等の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
只見線	大沼郡金山町、南会津郡只見町（会津川口駅から只見駅間）

（使用の許可等）

第三条 知事は、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第三項に規定する第二種鉄道事業の用に供する国土交通大臣の許可を受けた者（以下「使用者」という。）に鉄道施設等を使用させるものとする。この場合において、使用者は知事の許可を受けなければならない。

2 知事は、使用者と鉄道施設等の使用に関する契約（以下「使用契約」という。）を

3 第一項の規定による使用許可の期間は、特別の事由があるものを除き、五年を超えない範囲とする。

（使用料）

第四条 使用者は、次に掲げる額の合計額に百分の百十を乗じた額を使用料として納入しなければならない。

- 一 鉄道施設等のうち鉄道土木施設の保守等に要する経費を勘案して得た額に、物価の上昇等を考慮して知事が定める率を乗じた額
- 二 鉄道施設等のうち鉄道電気施設の保守等に要する経費を勘案して得た額に、物価の上昇等を考慮して知事が定める率を乗じた額
- 2 前項の使用料は前納とする。ただし、知事が相当の理由があると認めるときは、この限りではない。
- 3 知事は、規則で定めるところにより、第一項の使用料の全部又は一部を免除することができる。

（委任）

第五条 この条例に定めるもののほか、鉄道施設等の管理その他この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）
1 この条例は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内で規則で定める日から施行する。

（準備行為）

2 第三条の規定による鉄道施設等の使用の許可及び契約に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても、同条の規定の例によりすることができる。

（生活交通課只見線再開準備室）

福島県条例第九号

福島県環境影響評価条例の一部を改正する条例

福島県環境影響評価条例（平成十年福島県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

別表第五号中「第三十八条第三項」を「第三十八条第二項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（環境共生課）

福島県条例第十号

福島県後期高齢者医療財政安定化基金の管理に関する条例の一部を改正する条例

福島県後期高齢者医療財政安定化基金の管理等に関する条例（平成二十年福島県条例

第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「千分の一」を「零」に改める。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（国民健康保険課）

福島県条例第十一号

福島県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

福島県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（平成三十年福島県条例第二十六号）の一部を次のように改める。

附則第二項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（障がい福祉課）

福島県条例第十二号

福島県医療法施行条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

福島県医療法施行条例の一部を改正する条例（平成二十四年福島県条例第九十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「南相馬市」の下に「川俣町」を加え、「平成三十三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の福島県医療法施行条例の一部を改正する条例の規定は、令和三年四月一日から適用する。

（地域医療課）

福島県条例第十三号

福島県立総合衛生学院条例の一部を改正する条例

福島県立総合衛生学院条例（昭和四十六年福島県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「看護師、歯科衛生士」を削る。

別表看護学科の項及び歯科衛生学科の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（福島県立総合衛生学院の授業料等に関する条例の一部改正）

2 福島県立総合衛生学院の授業料等に関する条例（昭和四十六年福島県条例第十八号）

の一部を次のように改正する。
第三条の表看護学科の項及び歯科衛生学科の項を削る。

(地域医療課医療人材対策室)

福島県条例第十四号

福島県自治体等病院特定診療科医師確保研修資金貸与条例の一部を改正する条例

る条例

福島県自治体等病院特定診療科医師確保研修資金貸与条例(平成二十一年福島県条例第二十九号)の一部を次のように改める。

第二条第五号中「又は麻酔科」を「麻酔科、救急科又は総合診療科」に改める。

第三条第一号中「以下「普通小児科」という。」を削り、「又は麻酔科」を「麻酔科、救急科又は総合診療科」に改め、「医師を除く。」の下に「以下「普通小児科等医師」という。」を加える。

第七条第一項第一号及び第八条第一項第三号中「普通小児科又は麻酔科の医師」を「普通小児科等医師」に改める。

附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(地域医療課医療人材対策室)

福島県条例第十五号

福島県特定診療科医師研究資金貸与条例の一部を改正する条例

福島県特定診療科医師研究資金貸与条例(平成二十一年福島県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第二条中「及び麻酔科」を「麻酔科及び救急科」に、「又は麻酔科」を「麻酔科、救急科又は総合診療科」に改める。

附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(地域医療課医療人材対策室)

福島県条例第十六号

福島県周産期医療医師確保研修資金貸与条例の一部を改正する条例

福島県周産期医療医師確保研修資金貸与条例(平成二十七年福島県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福島県周産期医療等医師確保研修資金貸与条例

第一条中「医療機関」の下に「産科又は小児科」を、「するもの」の下に「及び将来県内のへき地診療所又は県立病院等に総合診療科の医師として勤務しようとするもの」を、「周産期医療」の下に「及び総合診療」を加える。

第二条の見出し中「周産期医療研修資金」を「周産期医療等研修資金」に改め、同条

中「又は小児科」を「若しくは小児科」に改め、「限る。以下同じ。」の下に「又は総合診療科」を加え、「周産期医療医師確保研修資金」を「周産期医療等医師確保研修資金」に、「周産期医療研修資金」を「周産期医療等研修資金」に改める。

第三条の見出し及び同条第一項中「周産期医療研修資金」を「周産期医療等研修資金」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一 へき地医療等研修資金の被貸与者又は地域医療研修資金の被貸与者 月額十一万五千元

二 緊急研修資金の被貸与者 月額二十万圓

第三条第二項及び第四条中「周産期医療研修資金」を「周産期医療等研修資金」に改める。

第五条第一項第四号中「周産期医療研修資金」を「周産期医療等研修資金」に改め、同項第五号中「又は小児科」を「小児科又は総合診療科」に改め、同項第八号及び同条第二項中「周産期医療研修資金」を「周産期医療等研修資金」に改める。

第六条第一項中「若しくは小児科」を「小児科若しくは総合診療科」に、「次の各号に掲げる被貸与者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件に該当するに至った」を「県内臨床研修に従事した期間、県内後期研修に従事した期間及び県立病院その他規則で定める機関の産科、小児科又は総合診療科の医師として勤務に従事した期間のうち休職、停職、育児休業その他の事由により従事しなかった期間を除いた期間(以下「県内臨床研修等従事期間」という。)がへき地医療等研修資金、緊急研修資金又は地域医療研修資金の貸与を受けた期間(へき地医療等研修資金、緊急研修資金又は地域医療研修資金の貸与を受けなかった期間を除くものとし、かつ、当該貸与を受けた期間が一年五月に満たない場合は、一年五月とする。)の二分の三に相当する期間に達した」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「前項各号の区分」を「前項の規定」に改め、同条

第三項を次のように改める。

3 返還債務の免除に係る県内臨床研修等従事期間に算入する県内後期研修の期間は、へき地医療等研修資金、緊急研修資金又は地域医療研修資金の貸与を受けた期間から二年を減じた期間を限度とする。ただし、へき地医療等研修資金、緊急研修資金又は地域医療研修資金の貸与を受けた期間が二年を下回る場合には、第一項の規定にかかわらず、県内後期研修に従事した期間は、県内臨床研修等従事期間に算入しない。

第七条第一項中「周産期医療研修資金」を「周産期医療等研修資金」に改め、同項第五号中「又は小児科」を「小児科又は総合診療科」に改め、同項第六号を次のように改める。

六 へき地医療等研修資金の被貸与者、緊急研修資金の被貸与者又は地域医療研修資金の被貸与者が医師となった後直ちに県内臨床研修に従事し、その後継続して後期研修等に従事した場合において、最初に県内臨床研修に従事した日から、周産期医療等研修資金の貸与を受けた期間の二分の三に相当する期間を経過し、かつ、当該最初に県内臨床研修に従事した日から起算して十二年を経過する日までの期間を限度として知事が認める期間に育児休業の期間その他知事が認める期間を加えた期間を経過したとき。

第七条第二項中「周産期医療修学資金」を「周産期医療等修学資金」に改める。
第八条第一号を次のように改める。

一 前条第一項第四号、第五号又は第六号に該当するに至ったことにより同項の規定による返還をすることとなるとき 返還債務の額に県内臨床研修等従事期間をへき地医療等修学資金、緊急修学資金又は地域医療修学資金の貸与を受けた期間（へき地医療等修学資金、緊急修学資金又は地域医療修学資金の貸与が行われなかった期間を除くものとし、かつ、当該貸与を受けた期間が一年五月に満たない場合は、一年五月とする。）の二分の三に相当する期間で除して得た数値を乗じて得た額に相当する額

第十条第一項中「周産期医療修学資金」を「周産期医療等修学資金」に改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（地域医療課医療人材対策室）

福島県条例第十七号

福島県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

福島県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年福島県条例第百号）の一部を次のように改正する。

第十四条の表第五条第一項の項中、「第九条第一項、第十三条」を「及び第九条第一項」に改め、同表第十三条の項中「法第十四条第一項」を「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第一項」に、「児童等（法第十三条の七に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）」及び「児童等」を「児童」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十四条の表第十三条の項の改正規定（「児童等（法第十三条の七に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）」及び「児童等」を「児童」に改める部分に限る。）は、令和四年四月一日から施行する。

（子育て支援課）

福島県条例第十八号

福島県児童福祉施設条例の一部を改正する条例

（福島県児童福祉施設条例の一部改正）
第一条 福島県児童福祉施設条例（昭和三十九年福島県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一障害児入所施設の項中

園	福島県郡山光風学
二	郡山市大槻町字西の宮六番

福島県大笹生学園
福島市大笹生字組板山一八
地の一

福島県大笹生学園	福島市大笹生字組板山一八二番	五
地の一		五

地の二〇人	
二番	五〇人 (五人)

〇人
一人
に改める。

（福島県児童福祉施設条例の一部を改正する条例の一部改正）
第二条 福島県児童福祉施設条例の一部を改正する条例（令和三年福島県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

附則第一項中「令和四年四月一日」を「規則で定める日」に改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（児童家庭課）

福島県条例第十九号

福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第八十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「児童等（法第三十三条の七に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）」及び「児童等」を「児童」に改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（児童家庭課）

福島県条例第二十号

福島県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

福島県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（平成三十年福島県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附 則
この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(児童家庭課)

福島県条例第二十一号

福島県ハイテクプラザ条例の一部を改正する条例

福島県ハイテクプラザ条例(平成四年福島県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第三条の表中福島県ハイテクプラザ福島技術支援センターの項及び福島県ハイテクプラザいわき技術支援センターの項を削る。

第十条第二項第三号中「(福島県ハイテクプラザいわき技術支援センターに係るものを除く。)」を削る。

別表第一の一の1の表ハイテクプラザの部福島技術支援センターの款及びいわき技術支援センターの款を削る。

別表第一の一の2の表準備等使用料の項中「(福島県ハイテクプラザいわき技術支援センターに係るものを除く。以下同じ。)」を削る。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(産業振興課)

福島県条例第二十二号

福島ロボットテストフィールド条例の一部を改正する条例

福島ロボットテストフィールド条例(平成三十年福島県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

別表一の1の表研究棟の部カンファレンスホールの款夜間の項を次のように改める。

夜間(一時間につき)

四、三〇〇円

別表一の1の表研究棟の部カンファレンスホール(ホワイエを含む。)の款夜間の項を次のように改める。

夜間(一時間につき)

五、七〇〇円

別表一の1の表研究棟の部会議室一の款夜間の項、同部会議室二の款夜間の項及び同部会議室三の款夜間の項を次のように改める。

夜間(一時間につき)

一、七〇〇円

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(次世代産業課)

福島県条例第二十三号

福島県奨励品種の優良な種苗の安定供給に関する条例

私たちは、広大な県土と中通り、会津、浜通りの気候や風土により育まれた、稲や野菜、果樹をはじめとした農作物等により、豊かな食生活を享受してきた。

また、それぞれの地域の特徴をいかした農作物等の生産が、本県農業を支え、地域社会を維持する基礎となり、美しい農村風景と多様な食文化をつくり出すとともに、大消費地に近接する立地条件から、広く国民に対する食料の安定供給にも貢献してきた。

しかしながら、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害は、本県農業を取り巻く環境に重大な影響を及ぼした。

このような状況の下で、本県農業を持続的に発展させるためには、全ての農林業者が意欲と誇りを持って農林業を営むことができるよう、品質が高く、魅力ある「福島ならでは」の農産物等を安定的に生産し、ブランド化を推進して競争力を高めることが重要である。

そこで、優良な品種を開発し、種苗を安定供給することが不可欠であるという認識の下、行政、農林業関係団体及び農林業者が連携し、施策を推進するとともに、広くその施策を明らかにするため、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、福島県奨励品種の優良な種苗の安定供給について、県の責務及び関係団体等の役割を明らかにするとともに、種苗の安定供給に必要な事項を定めることにより、本県ならではの特色ある農産物等の生産及び流通を図り、もって本県農業の持続的な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

一 主要農作物 水稲、大豆、大麦及び小麦をいう。

二 特定農作物 県が品種開発を行った野菜、果樹、花き、そば、オタネニンジン、きのこ及び桑をいう。

三 奨励品種 主要農作物及び特定農作物の品種のうち第七条の規定により指定された品種をいう。

四 種苗 植物体の全部又は一部で繁殖の用に供されるものをいう。

五 原種種苗 種苗生産者が奨励品種の種苗の生産を行うために必要な種苗をいう。

六 原原種種苗 原種種苗の生産を行うために必要な種苗をいう。

七 種苗生産者 奨励品種の種苗の生産を行う者をいう。

八 種苗生産関係団体 奨励品種の種苗の生産に関係する団体をいう。

九 農業者団体 農業生産の現場において農業者の取組を支援する団体をいう。

十 周辺営農者 種苗生産ほ場の周辺において農林業を営む者をいう。

(基本理念)

第三条 奨励品種の優良な種苗の生産及び安定的な供給は、本県農林業の競争力の強化及び安全で安心できる食料の安定的な供給に不可欠なものであるという認識の下に行われなければならない。

2 奨励品種の種苗の生産及び普及は、県民の理解を得つつ、種苗生産関係団体、農業者団体との連携及び相互理解の下に行わなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、奨励品種の優良な種苗の安定的な供給及び生産振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 県は、奨励品種の優良な種苗の安定的な供給及び生産振興に関する施策を推進するために、必要な体制の整備に努めるものとする。

(種苗生産者等の役割)

第五条 種苗生産者及び種苗生産関係団体は、奨励品種の種苗の適正な栽培を行い、優良な種苗の生産及び安定的な供給に努めるものとする。

2 種苗生産者及び種苗生産関係団体は、奨励品種の優良な種苗の安定的な供給の促進に資するよう、県が行う安定的な供給、生産振興その他の取組に協力するよう努めるものとする。

(県民に対する理解の促進)

第六条 県は、奨励品種の優良な種苗の安定的な供給の重要性について、県民の理解の促進に努めるものとする。

(奨励品種の指定)

第七条 県は、主要農作物及び特定農作物の品種のうち、収量、品質等に関し優れた特性を有し、県内に普及すべき品種を奨励品種として指定するものとする。

2 奨励品種の指定に当たっては、将来の需要を十分考慮し、品種選定に必要な調査等を行うものとする。

(奨励品種の開発)

第八条 県は、奨励品種となりうる品種の開発に努めるものとする。

(奨励品種の種苗生産計画の策定)

第九条 県は、毎年度、奨励品種の優良な種苗の安定的な生産及び供給に関する計画(以下「種苗生産計画」という。)を種苗生産者及び種苗生産関係団体と協議し策定するものとする。

(奨励品種の種苗、原種苗及び原原種苗の生産等)

第十条 種苗生産者及び種苗生産関係団体は、種苗生産計画に基づき、県と連携して奨励品種の種苗の生産及び供給を行うものとする。

2 県は、種苗生産計画に基づき原種苗及び原原種苗の生産その他必要な措置を講ずるものとする。

(検査の実施)

第十一条 県は、種苗生産者及び種苗生産関係団体に対し、奨励品種の種苗の品質を確

保するため、知事が別に定める基準に基づき検査を実施するものとする。

(種苗生産者等への助言等)

第十二条 県は、種苗生産者、種苗生産関係団体及び周辺営農者に対し、奨励品種の種苗の品質の確保並びに安定的な生産及び供給のために必要な助言等を行うものとする。

(人材の育成等)

第十三条 県は、奨励品種の開発及びその優良な種苗の安定供給のため、人材の育成、技術の継承及び種苗供給が円滑に行われるための環境の整備に努めるものとする。

(知的財産権の保護等)

第十四条 県は、県が品種の開発を行った奨励品種に係る知的財産権を適切に管理し、当該知的財産権の活用を努めるものとする。

(財政上の措置)

第十五条 県は、奨励品種の優良な種苗の安定的な供給を促進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第十六条 この条例に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前に奨励品種に相当する品種として県が決定した品種は、第七条第一項の規定により指定した奨励品種とみなす。

(農業振興課)

福島県条例第二十四号

福島県家畜伝染病予防法施行条例の一部を改正する条例

福島県家畜伝染病予防法施行条例(平成十二年福島県条例第百十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表一の項中「牛の結核の検査については一頭につき三百十円、」を削り、「三百円」の下に「(牛のブルセラ症の検査については一頭につき九百円)」を加える。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(畜産課)

福島県条例第二十五号

福島県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例

第一条 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則(令和三年農林水産省・

国土交通省令第六号。以下「省令」という。）第二十五条の規定による畜舎等の敷地、構造又は建築設備に関する制限の付加及び第四十八条第三項の規定による畜舎等又はその敷地と道路との関係についての制限の付加等に関しては、この条例の定めるところによる。

(用語の定義)

第二条 この条例で使用する用語は、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和三年法律第三十四号。以下「法」という。）及び省令で使用する用語の例による。

第三条 この条において「がけ」とは、地表面が水平面に対し三十度を超える角度をなす土地をいい、「がけ高」とは、がけ下端よりその最高部までの高さをいう。

2 高さ二メートルを超えるがけの下端からの水平距離ががけ高の二倍以内の場所に畜舎等を建築し、又は畜舎等の敷地を造成する場合は、構造耐力上安全な擁壁を設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 堅固な地盤を切つて斜面とするがけ又は特殊な構造によるがけで安全上支障がないと認められる場合

二 がけの下に畜舎等を建築する場合において、当該畜舎等とがけ下端との水平距離が二メートルを超える場合

三 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項に規定する土砂災害警戒区域又は同法第九条第一項に規定する土砂災害特別警戒区域に建築する場合

3 前項の擁壁の構造は、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四百二十二条の規定によるほか、土の摩擦角が三十度以下（土質が堅固で支障がない場合は四十五度以下）で基礎と地盤との摩擦係数が〇・三以下（土質が良好で支障がない場合は〇・五以下）の場合にも安全でなければならない。

4 擁壁を設ける場合には、次の各号の規定によらなければならない。

一 壁面の面積三平方メートル以内ごとに耐水材料を用いた水抜穴を設けること。

二 水抜穴の裏面の周辺その他必要な箇所に砂利等の透水性の層を設けること。

5 前項の擁壁の上部又はがけの上部若しくは斜面の上部には、適当な排水設備を設けなければならない。

(路地状敷地の形態)

第四条 都市計画区域及び準都市計画区域内において、畜舎等の敷地が路地状部分のみによつて道路に接する場合には、当該路地状部分の幅員は、当該路地状部分の長さに応じて、次の表に掲げる幅員以上としなければならない。ただし、畜舎等の配置、構造、周囲の空地の状況その他土地及び周囲の状況により知事が安全上支障がないと認める場合は、この限りでない。

路地状部分の長さ	幅員
二十メートル以下のもの	二メートル

二十メートルを超えるもの

三メートル

2 畜舎等の延べ面積（同一敷地内に二以上の畜舎等がある場合は、それらの延べ面積の合計とする。）が五百平方メートルを超えるものの敷地に対する前項の規定の適用については、同項の表中「三メートル」とあるのは、「四メートル」とする。

(敷地と道路との関係)

第五条 都市計画区域及び準都市計画区域内において、畜舎等の延べ面積（同一敷地内に二以上の畜舎等がある場合は、それらの延べ面積の合計とする。）が千平方メートルを超える畜舎等の敷地は、道路（自動車のみの交通の用に供するものを除く。）に四メートル以上接しなければならない。ただし、畜舎等の配置、構造、周囲の空地の状況その他土地及び周囲の状況により知事が安全上支障がないと認める場合は、この限りでない。

(畜舎等の審査手数料等)

第六条 法第三条第一項及び第四条第一項の規定に基づく計画（その計画が特例畜舎等のみである場合を除く。）の申請者から、畜舎等の審査手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の額は、一の畜舎等（特例畜舎等を除く。）ごとにつき次の表に定めるとおりとする。

床面積	手数料の額
三十平方メートル以内のもの	一万六千九百円
三十平方メートルを超え、百平方メートル以内のもの	三万二千円
百平方メートルを超え、二百平方メートル以内のもの	三万三千五百円
二百平方メートルを超え、五百平方メートル以内のもの	四万四千五百円
五百平方メートルを超え、千平方メートル以内のもの	七万二千円
千平方メートルを超え、二千平方メートル以内のもの	十二万三千七百円
二千平方メートルを超え、五千平方メートル以内のもの	二十三万四千八百円
五千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	二十五万七千九百円
一万平方メートルを超え、二万平方メートル以内のもの	三十八万八千八百円

二万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	四十二万九千九百円
五万平方メートルを超えるもの	七十五万七千円

2 前項の表の床面積は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

一 新築又は畜舎等の全部を改築する場合 畜舎等に係る床面積
 二 増築又は畜舎等の一部を改築する場合

ア 既存部分（増築又は改築に係る部分以外の部分をいう。以下同じ。）が法第三条の規定による認定（特例畜舎等を除く。）を受けたもの又は建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七條若しくは第七條の二の規定による検査済証の交付を受けたものである場合 増築又は改築に係る部分の床面積に既存部分の床面積の二分の一を加えた床面積。ただし、既存部分が、法第八條第一項の規定により省令第六條又は第三十條の規定に係る法第七條第一項の規定の適用を受けない認定畜舎等であつて、独立部分（省令第六條第二項に規定する独立部分をいう。以下同じ。）が二以上あるものについては、当該増築又は改築をする独立部分以外の独立部分（法第八條第一項に規定する技術基準規定に適合しないものに限る。以下「不適格独立部分」という。）の床面積を除く。

イ ア以外の場合 増築又は改築後の畜舎等に係る床面積。ただし、法第三条の規定による認定（特例畜舎等に限定。）を受けた既存部分に不適格独立部分がある場合は、当該不適格独立部分の床面積を除く。

三 構造に変更を及ぼす行為（省令第二條で定める行為に限る。）の場合 畜舎等に係る床面積の二分の一の床面積。ただし、独立部分が二以上ある場合は、当該構造に変更を及ぼす独立部分以外の独立部分の床面積を除く。

四 法第四条の規定による畜舎建築利用計画の変更（法第三条第二項第四号に掲げる事項の変更に限る。）の場合

ア 省令第七十八條各号で定める行為の場合 当該行為に係る部分の床面積
 イ ア以外の場合 当該変更に係る部分の床面積の二分の一の床面積

第七条 次の表の上欄に掲げる者から、それぞれ同表の中欄に掲げる名称の手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の額は、一件につきそれぞれ同表の下欄に定める額とする。

納付しなければならない者	名称	金額
法第三条第一項の規定に基づく認定の申請者	畜舎建築利用計画認定申請手数料	七千円
法第四条第一項の規定に基づく認定の申請者	畜舎建築利用計画変更認定申請手数料	七千円

づく認定の申請者	定申請手数料	
法第六条第二項ただし書の規定に基づく申請者	仮使用認定申請手数料	十二万円
省令第四十八條第二項の規定に基づく申請者	敷地と道路との関係の建築認定申請手数料	二万七千円

第八条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（畜産課）

福島県条例第二十六号 福島空港条例の一部を改正する条例

福島空港条例（平成四年福島県条例第一号）の一部を次のように改正する。
 附則第二項から第五項まで及び第九項から第十一項までの規定中「令和四年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

附則 この条例は、公布の日から施行する。

（港湾課空港施設室）

福島県条例第二十七号 福島県都市公園条例の一部を改正する条例

福島県都市公園条例（昭和五十四年福島県条例第二十号）の一部を次のように改正する。
 別表第二の六のアの(3)の(一)の表を次のように改める。

施設	区	分	単位	金 額	
				昼 間	夜 間
貸 場 合	アマチュアスポーツに使用する	入場料等を徴収しない場合	一般	二、六四〇円	三、三〇〇円
				生徒等	一、六五〇円
	入場料等を徴収す	一般	一時間	五、二八〇円	六、六〇〇円
				生徒等	一、三三〇円

面	四〇〇円
間	一〇〇円

に改める。

附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(まちづくり推進課)

福島県条例第二十八号

福島県宅地建物取引業法関係手数料条例の一部を改正する条例

福島県宅地建物取引業法関係手数料条例(平成十二年福島県条例第四百十三号)の一部を次のように改正する。

第一条の表二の項中「七千円」を「八千二百円」に改める。

附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(建築指導課)

福島県条例第二十九号

福島県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

福島県公営企業の設置等に関する条例(昭和四十四年福島県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表好間工業用水道の項を削る。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年十月一日から施行する。

(福島県工業用水道条例の一部改正)

2 福島県工業用水道条例(昭和三十七年福島県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「好間工業用水道」を削る。

別表第一好間工業用水道の項を削る。

別表第二好間工業用水道の項を削る。

別表第三好間工業用水道の項を削る。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に福島県工業用水道条例第二十三条第一項又は第二十八条の二第一項の規定により納めるべきであった好間工業用水道に係る工業用水道料金又は量水器使用料については、なお従前の例による。

(企業総務課)

福島県条例第三十号

福島県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

福島県政務活動費の交付に関する条例(平成十三年福島県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

8 令和四年四月一日から令和六年三月三十一日までの間は、第三条第一項中「三十五万円」とあるのは、「三十万円」とする。

附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(議会事務局総務課)

福島県条例第三十一号

福島県立高等学校条例の一部を改正する条例

福島県立高等学校条例(昭和三十九年福島県条例第六十号)の一部を次のように改正する。

別表中「福島県立梁川高等学校 伊達市」を「福島県立伊達高等学校 伊達市」に、

「福島県立二本松工業高等学校 二本松市」を「福島県立二本松実業高等学校 二本松市」に改め、

「福島県立安達東高等学校 二本松市」を「福島県立安達東高等学校 二本松市」に改め、

「福島県立田島高等学校 南会津郡南会津町」を「福島県立田島高等学校 南会津郡南会津町」に改め、

「福島県立南会津高等学校 南会津郡南会津町」を「福島県立南会津高等学校 南会津郡南会津町」に改める。

「福島県立南会津高等学校 南会津郡南会津町」を「福島県立南会津高等学校 南会津郡南会津町」に改める。

「福島県立南会津高等学校 南会津郡南会津町」を「福島県立南会津高等学校 南会津郡南会津町」に改める。

「福島県立南会津高等学校 南会津郡南会津町」を「福島県立南会津高等学校 南会津郡南会津町」に改める。

「福島県立南会津高等学校 南会津郡南会津町」を「福島県立南会津高等学校 南会津郡南会津町」に改める。

「福島県立南会津高等学校 南会津郡南会津町」を「福島県立南会津高等学校 南会津郡南会津町」に改める。

「福島県立南会津高等学校 南会津郡南会津町」を「福島県立南会津高等学校 南会津郡南会津町」に改める。

「福島県立南会津高等学校 南会津郡南会津町」を「福島県立南会津高等学校 南会津郡南会津町」に改める。

「福島県立南会津高等学校 南会津郡南会津町」を「福島県立南会津高等学校 南会津郡南会津町」に改める。

「福島県立南会津高等学校 南会津郡南会津町」を「福島県立南会津高等学校 南会津郡南会津町」に改める。

「福島県立南会津高等学校 南会津郡南会津町」を「福島県立南会津高等学校 南会津郡南会津町」に改める。

「福島県立南会津高等学校 南会津郡南会津町」を「福島県立南会津高等学校 南会津郡南会津町」に改める。

「福島県立南会津高等学校 南会津郡南会津町」を「福島県立南会津高等学校 南会津郡南会津町」に改める。

「福島県立南会津高等学校 南会津郡南会津町」を「福島県立南会津高等学校 南会津郡南会津町」に改める。

「福島県立南会津高等学校 南会津郡南会津町」を「福島県立南会津高等学校 南会津郡南会津町」に改める。

「福島県立南会津高等学校 南会津郡南会津町」を「福島県立南会津高等学校 南会津郡南会津町」に改める。

「福島県立南会津高等学校 南会津郡南会津町」を「福島県立南会津高等学校 南会津郡南会津町」に改める。

「福島県立南会津高等学校 南会津郡南会津町」を「福島県立南会津高等学校 南会津郡南会津町」に改める。

「福島県立南会津高等学校 南会津郡南会津町」を「福島県立南会津高等学校 南会津郡南会津町」に改める。

「福島県立南会津高等学校 南会津郡南会津町」を「福島県立南会津高等学校 南会津郡南会津町」に改める。

「福島県立南会津高等学校 南会津郡南会津町」を「福島県立南会津高等学校 南会津郡南会津町」に改める。

「福島県立南会津高等学校 南会津郡南会津町」を「福島県立南会津高等学校 南会津郡南会津町」に改める。

「福島県立南会津高等学校 南会津郡南会津町」を「福島県立南会津高等学校 南会津郡南会津町」に改める。

「福島県立南会津高等学校 南会津郡南会津町」を「福島県立南会津高等学校 南会津郡南会津町」に改める。

「福島県立南会津高等学校 南会津郡南会津町」を「福島県立南会津高等学校 南会津郡南会津町」に改める。

(高校教育課)

福島県条例第三十二号

福島県警察職員定数条例の一部を改正する条例

福島県警察職員定数条例(昭和二十九年福島県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中「四九八人」を「四九六人」に、「三、八二八人」を「三、八二六人」に改める。

附則第三項の表中「四九八人」を「四九六人」に、「三、九三五人」を「三、九三三人」に改める。

附則第四項の表中「四九八人」を「四九六人」に、「三、九三一人」を「三、九二九人」に改める。

「福島県立南会津高等学校 南会津郡南会津町」を「福島県立南会津高等学校 南会津郡南会津町」に改める。

「福島県立南会津高等学校 南会津郡南会津町」を「福島県立南会津高等学校 南会津郡南会津町」に改める。

「福島県立南会津高等学校 南会津郡南会津町」を「福島県立南会津高等学校 南会津郡南会津町」に改める。

「福島県立南会津高等学校 南会津郡南会津町」を「福島県立南会津高等学校 南会津郡南会津町」に改める。

「福島県立南会津高等学校 南会津郡南会津町」を「福島県立南会津高等学校 南会津郡南会津町」に改める。

「福島県立南会津高等学校 南会津郡南会津町」を「福島県立南会津高等学校 南会津郡南会津町」に改める。

「福島県立南会津高等学校 南会津郡南会津町」を「福島県立南会津高等学校 南会津郡南会津町」に改める。

「福島県立南会津高等学校 南会津郡南会津町」を「福島県立南会津高等学校 南会津郡南会津町」に改める。

「福島県立南会津高等学校 南会津郡南会津町」を「福島県立南会津高等学校 南会津郡南会津町」に改める。

「福島県立南会津高等学校 南会津郡南会津町」を「福島県立南会津高等学校 南会津郡南会津町」に改める。

附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

福島県条例第三十三号

福島県銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料条例の一部を改正する条例

福島県銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料条例（平成十二年福島県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の表三の項中「千八百円」を「千六百円」に改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（生活安全企画課）

福島県条例第三十四号

福島県道路交通法関係手数料条例の一部を改正する条例

福島県道路交通法関係手数料条例（平成十二年福島県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第一項中「法第九十七条の二第二項第三号イ」の下に「若しくはロ」を加え、同条第二項中「七百五十円」を「千五百円」に改める。

第七条の三第二項中「千四百円」を「千四百五十円」に、「八百円」を「千二百円」に改める。

第七条の三の次に次の一条を加える。

（運転技能検査手数料）

第七条の四 法第九十七条の二第一項第三号イ若しくはハ又は第一百一条の四第三項の規定による運転技能検査を受けようとする者から、運転技能検査手数料を徴収する。

2 前項の運転技能検査手数料の額は、三千五百五十円とする。

第八条第一項中「法第九十一条」の下に「又は第九十一条の二第二項」を加える。

第十四条第一項の表法第九十一条の二第一項第十二号に掲げる講習の項を次のように改める。

法第九十一条の二第五第三項に規定する普通自動車対応免許（以下「普通自動車対応免許」という。）を受けている者に対する講習	六千四百五十円（普通自動車等を運転することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがある者として施行令で定める基準に該当するものにあつては、二千九百円）
普通自動車対応免許以外の免許を受けている者に対する講習	二千九百円

第十四条第一項の表法第九十一条の二第一項第十四号に掲げる講習の項中「二千円」を

（警 務 課）

「二千二百五十円」に改め、同表に次のように加える。

法第九十一条の二第一項第十五号に掲げる講習 講習一時間につき二千円

第十五条第一項中「又は同項第十三号」を「、第十三号又は第十四号」に改める。

第二十条を次のように改める。

（特定任意高齢者講習（シニア運転者講習）手数料）

第二十条 施行令第三十七条の六の二第一号の法第九十一条の二第二項の規定による講習で国家公安委員会規則で定める基準に適合するものを受けようとする者から、特定任意高齢者講習（シニア運転者講習）手数料を徴収する。

2 前項の特定任意高齢者講習（シニア運転者講習）手数料の額は、六千四百五十円（普通自動車対応免許以外の免許を受けている者及び普通自動車等を運転することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがある者として施行令で定める基準に該当するものにあつては、二千九百円）とする。

附 則

この条例は、令和四年五月十三日から施行する。

（運転免許課）

（運転免許課）

